被告は、釣具の製造販売の営業につき「ダイワ釣具有限会社」なる商号を使用 してはならない。

被告は、その製造販売にかかる釣竿につき別紙第二目録1ないし3記載の標章 を使用してはならない。

三 被告は原告に対し、金九六万九、七四四円及びこれに対する昭和五〇年九月三 日から支払ずみまで年五分の割合による金員の支払をせよ。

訴訟費用は被告の負担とする。

この判決は第三項につき、仮に執行することができる。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

原告

主文第 ーないし第四項同旨の判決及び仮執行の宣言

1 原告の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

との判決

第二 当事者の主張

請求の原因

不正競争防止法第一条第一項第二号に基づく請求

原告の営業表示とその周知性

(1) 原告は、昭和二〇年一二月二六日設立された株式会社であるが、昭和四四 年五月二八日までは「大和精工株式会社」という商号を使用し、昭和四四年五月二 九日以降は商号変更により「ダイワ精工株式会社」すなわち現商号を使用して釣具 の製造販売をしている。

(2) 原告の釣具の製造販売の実績は、国内において第一位を下らず、世界においても第二位を占めていて、原告が釣具の製造販売業界において占めている地位は、他の業者の追随を許さず、またその販路は広く海外にも伸長しており、海外か らの注文も多い。

ところで、一般に取引業界においては、会社の商号がいわゆるフルネーム (3) で通用するだけでなく、その主要部分において略称され、それが慣用されることに よつて、その略称自体が当該会社の営業を表示する機能を有するに至ることが通常 である。

しかして、原告は、長年にわたり、「ダイワ精工株式会社」という商号及びその略称としての「ダイワ」を、新聞、週刊誌、テレビジョン、釣雑誌等を通じて、釣具の製造販売業界、小売店及び消費者に広く知られるように巨額の宣伝費を用いて 宣伝してきた。

右のような宣伝と原告の業界における地位ないし販売実績とが相俟つて、商号 「ダイワ精工株式会社」及びその略称としての「ダイワ」は、原告の営業表示とし て、日本全国にわたり、取引者及び需要者間に広く認識されるに至つている。 (二) 被告の営業表示

被告は、昭和五〇年一月一一日の会社設立時から、釣具の製造販売の営業につい て「ダイワ釣具有限会社」の商号を使用している。

原告の営業表示と被告の営業表示との類似性

原、被告の両営業表示は、「ダイワ」の部分を共通にし、更に原告が「釣具のダ イワ」として広く知られていることと相俟つて、被告の営業表示の要部である「ダイワ釣具」は釣具の製造販売業界における原告を観念させるから、被告の営業表示 「ダイワ釣具有限会社」は原告の営業表示「ダイワ」と類似する。

四) 営業上の施設又は活動の混同と営業上の利益を害されるおそれ被告は、肩書住所地において、店舗を構えて釣具の販売等を行つており、かつ 原、被告の営業活動はいずれも釣具の製造販売であるから、市場において競業関係 に立ち、したがつて、被告の「ダイワ釣具有限会社」という営業表示の使用は、被 告の営業上の施設又は活動を原告のそれであるかのように取引者及び需要者間に混 同を生ぜしめるものであり、これがため原告は営業上の利益を害され、あるいは害 されるおそれがある。

- (五) よつて、原告は主文第一項と同旨の判決を求める。
- 2 不正競争防止法第一条第一項第一号に基づく請求
- (一) 原告の商品表示とその周知性

原告はその製造販売にかかる釣竿に別紙第一目録1ないし3記載の標章(以下、「本件商標1ないし3」という。)を使用している。しかして、原告は、長年にわたり、本件商標1ないし3を、新聞、週刊誌、テレビジョン、釣雑誌等を通じて、釣具の製造販売業界、小売店のみにとどまらず、消費者にも広く知られるように巨額の宣伝費を用いて宣伝してきた。その結果、本件商標1ないし3は、原告の製造販売にかかる釣竿であることを示す、いわゆる商品表示として、おそくとも本訴提起前の昭和四九年中には、日本国内において取引者及び需要者間に広く認識されるに至つている。

(二) 被告の使用する標章

一被告は、その製造販売にかかる商品名「振出しパワー」、「いそ」、「アタック」なる釣竿に、別紙第二目録1ないし3記載の標章(ただし、数字はいずれも例示であり、これに限定されない。以下、「被告標章1ないし3」という。)を使用している。仮に現在は被告標章1ないし3を使用していないとしても、将来再び使用するおそれがある。

- (三) 本件商標1ないし3と被告標章1ないし3との類似性
- (1) 本件商標1ないし3において、取引上、商品の出所表示機能を有している部分は、(イ)上部に描き出されている、正方形の輪郭の内部に釣竿を持つた影絵風の人物を表わした図形、(ロ)正方形内に太陽の図形を配した図柄及び「DAIWA」の欧文字並びにその釣竿の種類により、それぞれ「サーフパワー360」、「いそかぜ330B」、「サーフスポーツ360」の文字である。
 (2) 被告標章1ないし3において、取引上、商品の出所表示機能を有している
- (2) 被告標章 1ないし3において、取引上、商品の出所表示機能を有している部分は、(イ) 上部に描き出されている、正方形の輪郭の内部に釣竿を持つた影絵風の人物を表わした図形、(ロ)「ダイワ釣具〔有〕」の文字及びその釣竿の種類によりそれぞれ「振出しパワー360」、「いそ330」、「アタツク330」の文字である。
- (3) 本件商標1ないし3、被告標章1ないし3に表わされているその他の文字は、いずれも、これを使用する釣竿の品質、性能、用途、価格を表示するものであるから、商品の出所表示機能を有しない。
- るから、商品の出所表示機能を有しない。 (4) そこで、本件商標1ないし3とこれに対応する被告標章1ないし3の類の性を考えると、まず最も特徴的な重要な部分である、両者の上語である点に描る点に描る点に描る点に描いれている。もないまずれも影絵風の人物が釣竿を投げている姿であるのにであり、また人物の姿勢の角してでありにも表示の自己の方式にであり、また人物の姿勢の角しているのがあるがあるがである。もないしるの点は微細ののののの角ではない。また、正方形の輪郭内の下の自色部分にも着っているのははものである者が関係である者の旧であり、正方形の輪郭内の下の自己の方式を向しているのがはまた、正方形の輪郭原しても、一とのがは表をしかる。これを表示の前には、これを表示の前にであり、正方形の輪郭慮しても、これを表示の形は、これのでは、これでは、ないでは、これのでは、

以上の本件商標1ないし3とこれに対応する被告標章1ないし3の各構成をそれ ぞれ全体的に観察した場合には、両者は外観上類似している。

(四) 商品の混同及び営業上の利益を害されるおそれ

被告の被告標章1ないし3の使用行為は、取引の実際において、被告の製造販売にかかる釣竿を原告の製造販売にかかるそれであるかのように取引者及び需要者間に混同を生ぜしめるものであり、これがため原告は営業上の利益を害され、あるいは害されるおそれがある。

- (五) よつて、原告は、主文第二項と同旨の判決を求める。
- 3 不正競争防止法第一条ノニに基づく請求

(-)不正競争行為と損害賠償義務

被告は、被告標章1ないし3の使用行為が、取引の実際において、被告の釣竿を 原告のそれであるかのように取引者及び需要者間に混同を生ぜしめることを知り、 又は過失によりこれを知らないで、釣竿を販売し、よつて原告の釣竿と混同を生ぜ しめたものであり、これがため、原告は営業上の利益を害された。したがつて被告 は原告がこれにより被つた損害を賠償すべき義務がある。 $(\underline{})$

被告が、釣竿の販売により挙げた利益の額が、被告の不正競争行為によつて原告の被った損害の額と考えられるところ、被告は、昭和五〇年一月一一日から何年日 月三〇日までの間、被告標章1ないし3を使用した別表「品名」欄記載の釣竿を同 表「販売数量」欄記載の本数だけ販売したが、その販売により得た利益の額は、同 表の「一本当たりの販売価額」に「利益率」一〇〇分の一五及び右販売数量を乗じ て得られた金額すなわち同表「利益額」欄記載の金額の合計金九六万九、七四四円 である。

(三) よつて、原告は被告に対し、右損害金九六万九、七四四円及びこれに対する本訴状送達の日の翌日である昭和五〇年九月三日から支払ずみまで民事法定利率 年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。

被告の答弁と仮定抗弁

答弁 1

(-)請求の原因1(一)(1)の事実は認める。

同 1 (一) (2) の事実は不知、(3) の事実は争う。 同 1 (二) の事実は認める。

(三)

同1(三)の事実は争う。原告は、釣具の製造販売業界において「ダイワ (四) 精工」として知られているのに対し、被告は、同業界でも特に東北地方において 「ダイワ釣具有限会社」として知られているのであるから、「ダイワ」の文字のみ に力点があつてそれのみで全て原告を想起せしめるということはできないのであつ て、このことは、原告の商号が昭和四四年五月二八日まで「大和精工株式会社」で あつて、「ダイワ」の文字が使用されていなかつたことからも裏付けられるのであ る。

(五) 同1(四)の事実は争う。

(六) 同2(一)の事実中、原告がその製造販売にかかる釣竿に本件商標1ない し3を使用していることは認め、その余は不知。

同2(二)の事実については、かつて被告がその製造販売にかかる商品名 「振出しパワー」、「いそ」、「アタック」なる釣竿に被告標章1ないし3を使用 したことがあることは認めるが、被告は、本訴提起時以降、被告標章1ないし3を 使用していないし、将来も使用する予定はない。
(ハ) 同2(三)の事実は争う。本件商標1ないし3と被告標章1ないし3と

は、それぞれ構図態様、色彩等から、個別具体的に観察した場合はもとより、全体的に観察しても、類似しておらず、混同を生じるおそれはない。

同2(四)の事実は争う。 (九)

同3(一)の事実は争い、(二)の事実中、被告が別表「品名」欄記載 の釣竿を販売し、原告主張の期間中に同表「利益額」欄記載の利益を得たことは認 め、その余は争う。

2 不正競争防止法第一条第一項第二号に基づく請求(請求の原因1)についての 仮定抗弁

(被告会社代表者。以下同じ)は昭和四六年六月一七日「ダイワ釣 (-)[A]具店」なる商号で釣具の小売店として営業を始めたが、この「ダイワ釣具店」とい う商号を使用することについて昭和四五年一〇月中に原告の仙台営業所長【B】と 【A】との間で話合いがなされ、昭和四六年六月中に右商号を表示した看板が原告 から【A】に送付された。この看板が送付された時点で、【A】が右商号を使用することについて原告の承諾があつたものである。しかして、右看板送付後においても、原告は【A】と取引を継続していること、右看板の製作と送付の手続が原告の 後記 (三1) 主張のとおりであつて、原告は防府市内の釣具の小売店である「ダイ ワ釣具店」にも同様の看板を送付していることからも、原告が【A】に「ダイワ釣 具店」という商号を使用することを承諾していたことは明らかである。しかして、 被告は、【A】が同人の個人営業にかかる釣具の製造販売を便宜上有限会社組織に して行うために設立したものであるから、被告の営業と【A】のそれとの間には実質的に営業の同一性があるものというべく、【A】の使用していた右商号の要部で

ある「ダイワ」をその商号中に取入れて「ダイワ釣具有限会社」という商号を被告が使用することは適法である。

もつとも、原告は、【A】が「ダイワ釣具店」という商号の使用について、原告の東京本社に対して、何らの要請もしていないこと等から、東京本社としては「ダイワ釣具店」という商号の存在を知らなかつたかのごとき主張をするけれども、看板の費用の半額は東京本社において負担し、しかも取付け先である小売店の商号は年度毎に添付写真とともに東京本社に記録されているのであるから、原告の右主張は失当である。また、「ダイワ釣具店」という商号の使用について原告の承諾のあったことは、原告と【A】との間の取引の継続的な過程における外形上の事実からも推定されるのであつて、右承諾について原告の取締役会の決議とか代表者名義の契約書が存在しなければならないというものではない。

(二) 防府市内に、昭和三〇年ごろから「ダイワ釣具店」という商号を使用して 釣具の販売をしている小売店があり、原告は右小売店と取引をしていてその存在を 熟知していたので、昭和四四年五月二八日まで「大和精工株式会社」という商号を 使用していた原告は、右「ダイワ釣具店」なる商号にヒントを得て同月二九日現商 号に変更したものと推認されることと、前記のとおり、原告が【A】に対し、「ダ イワ釣具店」という商号の使用を承諾したことを総合すれば、原告は、少なくとも 被告と前記防府市内の「ダイワ釣具店」に対しては、その商号の使用を認め、不正 競争防止法第一条第一項第二号に基づく商号使用差止請求権を放棄したものという べきである。

三 仮定抗弁に対する原告の答弁

抗弁事実(一)は否認する。 原告が【A】に対し、その主張する看板を送付した経過は、次のとおりである。 すなわち、原告は、自己の商品を扱う日本各地の釣具販売店に対し、 「ダイワ」と 表示した看板を送付して、自己の宣伝の一手段としていた。そして昭和四六年当 時、原告は釣具のトツプメーカーとしての地位を維持するため、他の業者との間で 激しい競争を展開していたが、原告の商品の販売は各地に所在する原告の特約店あ るいは代理店を通じて行つており、右特約店あるいは代理店が小売店から原告の商 品の注文を聞き、納品していた。したがつて、右特約店等の意向は原告の商品の販売量の増減に極めて強い影響をもつているとともに、右特約店等は原告の宣伝方法に強い関心を有しており、原告の宣伝用の看板を商品の納入先である小売店に渡し てほしいとの強い希望を原告の各営業所に持ち込んでくることが多く、また、小売 店が右特約店を経由することなく、直接右宣伝用の看板を申し受けたい旨の依頼を原告の各営業所へ申出てくる例もあつた。このような場合、原告の各営業所では右 看板の送付依頼のあつたものを東京本社の販売促進課へ連絡し、連絡を受けた同課 は、独自の判断を介入させることなく、営業所の指示どおりに右看板の取付け業者である株式会社フクスイに対し、右看板の取付け方を依頼し、同社が実際の取付け工事を担当していた。そして、右看板の下方に取付け先の販売店名(商号)を記入する取扱いは、当該販売店からの要望に応じて行つており、原告は販売店からの申 出がない限り、看板に販売店名を記入すべき旨の指示を株式会社フクスイに出すこ とはなかつた。しかして、【A】に対する「ダイワ釣具店」という表示をした看板 の送付は、【A】の強い希望があつたことに基づいて、東北地方における原告の特 約店株式会社竹の皮屋商店を通じて、あるいは【A】自から原告の仙台営業所に対して申出たことにより、株式会社フクスイからなされたものである。他方、【A】 に対する前記看板の送付当時、同人がその後において本件商標1ないし3と類似す る被告標章1ないし3を使用した釣竿を販売するという不正競争行為をすること を、原告の仙台営業所員は勿論、販売促進課においても予見することは不可能であ つて、もし予見していれば、【A】に対し看板を送付しなかつたばかりでなく、 もそも仙台営業所長は商号の使用に対し承諾を与える権限はなく、かつ、【A】も そのことを容易に知りえたであろうし、加えて、【A】は東京本社との間において、その商号の使用についての契約書をはじめとするなんらかの文書を取り交わし ているわけでなく、また、東京本社に対し、その商号の使用について何も要請して いない。

以上の看板送付の実情、【A】による不正競争行為の存在、【A】と原告との関係等を総合すれば、原告が【A】に対し、「ダイワ釣具店」という商号を表示した看板を送付したことをとらえて右商号の使用につき原告の承諾があつたとする被告の主張は失当である。ところで、原告は、【A】に対する右看板送付後においても、同人と取引をしていたけれども、その取引額は極めてわずかであつて、しかも

それは特約店である株式会社竹の皮屋商店を通じてのものであつたため、 「ダイワ 釣具店」の存在は昭和四六年当時原告の関心事とはなつておらず、それ故原告の取 締役会をはじめとするいかなる部課においても、【A】に対する商号使用の承諾を めぐつて議論されたことはなかつたのである。

抗弁事実(二)は否認する。

原告が昭和四四年五月二九日に商号を「大和精工株式会社」から現商号「ダイワ 精工株式会社」に変更した理由は、被告が主張するようなものではない。すなわ ち、原告の商号変更の理由は、「大和精工株式会社」という商号使用の当時から 原告は釣具の出所を明示するため広く「ダイワ」の文字を使用していた結果、原告の製造販売にかかる釣具は問屋、小売店、需要者間で「ダイワ」の釣具として広く認識されるに至ったため、右「ダイワ」の文字を商号中にとり入れることにより、 より一層の宣伝効果の向上を企図したことにある。なお防府市内に「ダイワ釣具 店」という商号の小売店のあることは認めるけれども、原告は右小売店と直接の取 引をしたことはない。

仮定抗弁(一)に対する仮定再抗弁

仮に、原告が【A】に対し、「ダイワ釣具店」という商号の使用について承諾を 与えたとしても、右承諾は、原告と正常な取引関係が継続し、協調関係の存在する ことを前提としてなされたものであり、不正な方法による競業行為を行うことを解 除条件としてなされたものである。そして、被告は【A】の個人営業を法人組織に 政がたものであること被告主張のとおりで、その間実質的に営業の同一性を保持する被告は、おそくとも昭和五〇年三月三日以降において本件商標1ないし3と類似する被告標章1ないし3を使用した釣竿の販売を行い、原告との間において、不正な方法により競業関係に立つたのであるから、前同日右解除条件は成就したものというべく、したがつて、原告の【A】に対する右承諾はその効力を失つた。

仮定再抗弁に対する被告の答弁

再抗弁事実は否認する。

原告と【A】との間の正常な取引関係を消滅するに至らしめたのは、原告自らの 行為によるものである。すなわち、原告は、会社発展の途上において、販売実績を あげるため各地方の問屋を最大限に利用したが、一たび業績が波に乗り力がつく や、利益率の向上のため各地方の要所に卸販売を行う子会社を設立するに至り、被 告の営業地域である仙台市にも東北ダイワ株式会社を設立した。そして、昭和四八 年以降は、原告の製造にかかる釣具は一手に東北ダイワ株式会社を通じて小売業者 に卸売されることとなつたため、原告にとつて、各地方の問屋は不要となり、これを切り捨てるに至つたのである。【A】は、開業後一年位で東北一円の小売業者を 顧客とする卸売業者となつていたが、右「東北ダイワ株式会社」の設立によつて原

告の商品の取扱いを断念せざるをえなくなつた。 以上から明らかなように、原告と【A】との取引関係の消滅は原告の行為に原因するものである。もつとも、被告は被告標章1ないし3を使用した釣竿を取扱つたことはあるけれども、これは、たまたま他の業者から持ち込まれたものを少量販売 したにすぎず、被告としては、前記のとおり現在、その製造販売にかかる釣竿に被 告標章1ないし3を使用していないし、将来においても使用する予定はない。よつ て、いずれにしても原告の右主張は失当である。

第三 証拠関係(省略)

理 由

不正競争防止法第一条第一項第二号に基づく請求について 原告の営業表示とその周知性

原告が昭和二〇年一二月二六日設立された株式会社であり、昭和四四年五月二 八日までは「大和精工株式会社」という商号を使用し、昭和四四年五月二九日以降 は商号変更により「ダイワ精工株式会社」すなわち現商号を使用して、釣具の製造 販売をしていることは当事者間に争いがない。

証人【C】の証言により真正に成立したものと認められる甲第七号証、第一〇 二、第一九号証、第二〇号証、同証人の証言、本件口頭弁論の全趣旨を 総合すれば、次の事実が認められ、これが認定を左右するに足る証拠はない。

(一) 原告の昭和四五年度における釣具用品の販売量、販売実績をみると、 ド(投竿、磯竿、舟竿、トローリング竿、渓流竿、ヘラ竿、ルアー竿)の販売数量は九一万五、〇〇〇本でオリンピツク釣具株式会社に次いで国内第二位を占め、リ ールの販売数量はーー二万八、〇〇〇個でオリンピック釣具株式会社の三九万二、〇八三個を凌いで国内第一位を占めており、また、右期間におけるわが国全体のロッドの輸出量に占める原告のシェアは約三五パーセント、同様にリールのそれは約五四パーセントで、いずれも国内第一位を占めていること、その輸出先はアメリカ、イギリスをはじめとして世界の殆んどの国に及んでいること、更に昭和四六年度におけるロッドについての国内市場占有率(金額による。)は約三二パーセントで国内第二位を占め、同様にリールについてのそれは約三六パーセントで国内第一位を占めていること、

(二) 原告は、昭和三九年以前に発行した原告のカタログに「大和精工株式会社」の表示とともに「釣具の総合メーカーダイワ」と併記している配布、大和四〇年から四三年にかけ原告が発行したカタ原告は「大和四〇年から四三年にかけ原告が発行したカタ原告と、和四三年にかけ原告が発行したカタ原告と、和の表示のほか「ダイワ総合カタログ」と表示して、明時に記載し、昭和の方には「ダイフ」の表示にいて、明時に記述が、明時に記述が、明時に記述が、明時に記述が、明時に記述が、明時に記述が、明時に記述が、明時に記述が、明時に記述が、明時に記述が、明時には「今日の表示のほかで表示して、「中の方には「今日の方での方での方での方ででは、「大明の方での方ででは、「大明の方ででは、「大明の方ででは、「大明の方ででは、「大明の方ででは、「大明の方ででは、「大明の方ででは、「大明の方ででは、「大明の方ででは、「大明の方ででは、「大明の方ででは、「大明の方ででは、「大明の方では、「大明の方では、「大明の方ででは、「大明の方では、「大明の方では、「大明の方では、「大明の方では、「大明の方では、「大明の方では、「大明の方では、「大明の方では、「大明の方では、「大明の方では、「大明の方では、「大明の方に、「明の方に、「対明ので、「対明の方に、「対明の方に、「対明の方に、「明の方に、「対明の方に、「対明の方に、「大明の方に、「対明の方に、「対明の方に、「

3 右2(一)、(二)の事実に徴すれば、「ダイワ」の表示は原告の旧商号時代、既に、原告商号の略称とされるとともに原告の営業であることを示す表示とて使用され、原告の取引先・顧客もそのように理解していたものであつて、このことは現商号に変更された後も変らなかつたものと認めることができ、右事実に前掲当事者間に争いのない事実、前掲証人の証言、本件口頭弁論の全趣旨を総合すれば、「ダイワ」は原告商号の略称どされるとともに原告の営業たることを示す表示として、おそくとも後記認定の、【A】が「ダイワ釣具店」なる商号を使用して、おそくとも後記認定の、【A】が「ダイワ釣具店」なる商号を使用して、業を始めた日時より以前の、昭和四六年五月には、既に日本国内において、この種業の取引者及び需要者に広く認識されるに至つていたと認めるのが相当である。被告の営業表示

被告が、昭和五〇年一月一一日の会社設立時から、釣具の製造販売の営業について「ダイワ釣具有限会社」の商号を使用していることは当事者間に争いがない。 三 原告商号の略称及び原告の営業たることを示す表示としての「ダイワ」と被告 商号との類似性

被告の商号中、「有限会社」の部分は単に会社の種類を表わすものであり、また「釣具」の部分は普通名詞であつて、いずれも商号の主体を個別化する機能はないから、「ダイワ」の部分が被告の商号の要部であると解されるところ、これと原告商号の略称及び原告の営業たることを示す表示としての「ダイワ」とは同一である。したがつて、被告の商号「ダイワ釣具有限会社」は、全体として、原告商号の略称及び原告の営業たることを示す表示である「ダイワ」と類似するといわなければならない。

四 営業上の施設又は活動の混同

以上一ないし三で確定した事実に、被告の店舗を撮影した写真であることについて当事者間に争いがない乙第一号証の二、三、被告会社代表者尋問の結果によつて認められる、被告が釣具の販売等の営業を行つている店舗に「ダイワ釣具有限会社」と表示した看板を掲げている事実と本件口頭弁論の全趣旨とを併せ考えると、被告が釣具の製造販売の営業について「ダイワ釣具有限会社」という商号を使用する行為は、被告の営業上の施設である店舗もしくは営業上の活動と原告のそれらとの混同を生ぜしめるものと認められ、右認定に反する証人【D】、同【E】の各証言はにわかに採用し難く、他に右認定を覆すに足る証拠はない。五 営業上の利益を害されるおそれ

前記四認定のように、被告の前記行為により被告の営業上の施設あるいは活動と 原告のそれらとが混同されることに照らせば、他に特段の事情の認められない本件 にあつては、原告は営業上の利益を害されるおそれがあるものというべきこととな

そこで進んで抗弁について判断する。

抗弁(一)について 被告は、昭和四五年一〇月中に原告の仙台営業所長【B】と【A】との間で 【A】が釣具の小売店として営業を行うにつき「ダイワ釣具店」という商号を使用 することについて話合いがなされ、昭和四六年六月中に右商号を表示した看板が原 告から【A】に送付されたが、右看板が送付された時点で【A】が右商号を使用す ることについて原告の承諾があつた旨主張し、被告会社代表者尋問の結果中には右 主張に沿う供述部分があるが、にわかに措信し難い。却つて、証人【C】の証言により真正に成立したものと認められる甲第二二号証の一、二、証人【B】の証言、 二、証人【B】の証言、 被告会社代表者尋問の詰果(ただし前記措信しない部分を除く。)によれば、 【A】がそれまで勤務していた釣具店を退職して自から釣具の販売等の営業をする 決意をしたのは昭和四六年二月あるいは三月頃であつたこと、右営業をする際に使用する名称を「ダイワ釣具店」とすることに【A】が決めたのは右営業を開始する直前のことであること、【A】が「ダイワ釣具店」という名称ないし商号で釣具の 小売販売の営業を開始したのは昭和四六年六月一七日であること、昭和四五年 月頃、当時仙台営業所長であつた【B】は仙台から東京へ転勤したこと、以上の事 実が認められる(右認定を覆すに足る証拠はない。)ところ、右認定事実によれ 【A】は昭和四五年一〇月当時いまだ独立して自から釣具の販売等の営業を行 う決意をしていなかつたのであるから、そうであれば同人と当時の原告の仙台営業所長である【B】との間で、名称ないし商号を「ダイワ釣具店」とするという具体的な話念いがなった。 的な話合いがなされたとはいささか合点がいかない不自然なことであるばかりでな く、右認定事実からすれば、【A】が自己の店舗の名称ないし商号を「ダイワ釣具 店」と決めたのは営業を開始する直前すなわち早くても昭和四六年四月あるいは五 月頃と解することができるところ、右【B】は前記認定のように既に昭和四五年一 一月頃には仙台から東京へ転勤しているのであるから、そうとすれば【A】が自己 の店舗の名称ないし商号を「ダイワ釣具店」と決める過程において右【B】が関与したとも断じ難いところである。もつとも、【A】が昭和四六年六月一七日自から釣具の販売等の営業を始めた当時の店舗を撮影した写真であることについて当事者間に争いのない乙第一号証の一、証人【B】、同【F】、同【D】、同【E】の各証言、被告会社代表者尋問の結果によれば、原告は、【A】が釣具の販売等の営業を開始した四和四十年中日 を開始した昭和四六年六月一七日より少し前に、株式会社フクスイをして、 「ダイ ワ」の文字を大きく横書きし、その下方に【A】のえらんだ名称ないし商号である 「ダイワ釣具店」の文字を小さく横書きしてなる看板を、【A】の経営する店舗に送付取付けさせたことが認められるのであるが、なお、前掲各証拠を総合すれば、昭和四六年当時、既に、釣具の製造販売業界においては、その製造販売業者の製品を販売している小売業者等から前記認定のような販売店名入りの看板の送付、取付せる体質を受ける場合を表する。 けの依頼を受けた釣具の製造販売業者は、自社及び自社製品の宣伝活動の一環とし て、その依頼に応じて右看板を送付、取付けすることが慣例となつていたこと、 【A】に対し送付、取付けされた右看板も、同人から、原告の仙台営業所に対し昭 和四五年九月頃送付、取付けを希望した結果、右慣例に基づいて右趣旨のもとに原 告から送付し、取付けられたものであることが認められ、以上認定の事実を彼此検討し、被告会社代表者尋問の結果によれば、【A】は、当初自己の店舗の名称ないし商号を「ワールド」としてその製品を販売しようと考えてもみたが、ワールドが倒産したこともあつて販売取扱商品を原告するわり、「ダイワ」の製品とすることに した結果「ダイワ釣具店」としたことも、【A】が自己の店舗の名称ないし商号を 決めた一つの動機であつたことが認められることを斟酌すれば、原告が【A】に対 し前記認定の看板を送付し、取付けたのは、前記認定のような釣具の製造販売業界 の慣例に従い原告の宣伝活動の一環としてなした措置にすぎず、「ダイワ」すなわち原告の製造にかかる釣具を販売する小売店舗である旨を強調することにその主眼がおかれたのであつて、原告商号の略称ないし営業表示としての「ダイワ」を、 【A】においてその営業の名称ないし商号として使用することを原告が許容し、「ダイワ釣具店」なる名称ないし商号とすることを承諾する趣旨のもとに、右看板

を送付、取付けたもりではないし、ましてや【A】が右営業を法人組織とするに及 んでその商号中に「ダイワ」を使用することを承諾したものではないと解するのが

相当である。

なお、成立に争いがない乙第二号証の一ないし一二、証人【F】の証言、被告会

社代表者尋問の結果、本件口頭弁論の全趣旨によれば、原告の仙台営業所は、

【A】に対し、同人が釣具の小売業を始めて以後釣用品を直接販売し、その販売に 際し【A】宛の仮納品書及び領収書には「ダイワ釣具店」と表記していたこと、そ の取引量及び取引額は僅少であることが認められるところ、右認定事実によれば、 なるほど原告の仙台営業所と【A】との間で、仮納品書及び領収書において同人を 「ダイワ釣具店」と表記して売買取引がなされていたとはいうものの、その規模は極めて小さいものというべく、しかも取引が長期間にわたりかつ継続してなされたことを認めるに足る的確な証拠がないことに鑑みれば、右認定事実の存在は、いま だ前記判断を左右するに至らない。

よつて、抗弁(一)は、採用することができない。

抗弁(二)について

前説示のとおり、【A】が釣具の販売等の営業を行うにつき「ダイワ釣具店」と いう商号を使用することを原告において承諾したことが認められない以上、抗弁 (二) はその前提を欠くばかりでなく、抗弁 (二) の基礎とするその他の事実が仮 に認められたとしても、そのことから直ちに原告が被告に対する不正競争防止法第一条第一項第二号に基づく商号使用差止請求権を放棄したものとは断定し難い。 よつて、抗弁(二)も採用の限りではない。

七 結び

以上のとおりであるから、不正競争防止法第一条第一項第二号に基づき、被告に 対し、釣具の製造販売の営業についての「ダイワ釣具有限会社」なる商号の使用の 差止めを求める原告の請求は理由がある。

第二 不正競争防止法第一条第一項第一号に基づく請求について

- 本件商標1ないし3の各構成とその周知性 本件商標1ないし3を表示するものであることについて当事者間に争いがない 別紙第一目録1ないし3の各記載、成立に争いがない甲第三〇号証の一ないし九、 証人【C】の証言により真正に成立したものと認められる甲第七号証、第一三号証 の一ないし一四、第一四号証の一ないし七を総合すれば、次の事実が認められる。 (一) 本件商標1は、(イ)、縦長の長方形のうちの上部約二分の一の部分に、 外周から若干内側に黒色の太い枠からなる正方形の輪郭を設け、その内部は、下方 に小さな白い台形部分を残す他は橙色の地とし、内部中央に、帽子をかぶり両手で投釣り用釣竿を持ち、両足をやや開いた人物を右向きにして黒色で大きく影絵風に 描き、左上隅に「投竿」の文字を左から右へ小さく横書きし、(ロ)、右正方形の 輪郭の外側下方に、地が黒色で内部に図案化した太陽を橙色で表わした正方形と、 「I」の文字の上方に「<12165-001>」の模様を附した「DAIWA」 なる欧文字を左から右へ順に配しかつ、(ハ)、右(ロ)の下方に、若干の間隔を設けて二条の黒色の太い横線を引き、これに挾まれた部分を橙色としたうえ、この部分に左から右へ「投竿6330-36サーフパワー360」の文字及び数字を横書きし、更にその下方に、小さく「全長3.60m/自重410g/先径2.6m 「元径25.0mm/継数4本/仕舞寸法106cm」、 「錘負荷約25 号」の各文字及び数字をそれぞれ上、中、下の三段に表わしてなるものであるこ
- 本件商標2は、右(一)の(イ)、 (ロ)と同一であるほか、更に 右(ロ)の下方に、若干の間隔を設けて二条の黒色の太い横線を引き、こ **(11)** れに挟まれた部分に左から右へ「投竿 9600-33Aいそかぜ330 B」の 文字及び数字を横書きし、更にその下方に、小さく「全長3 30m/自重500 g/先径3.0mm/元径24.0mm」、「継数3本/仕舞寸法116cm/錘 負荷約15号」の各文字及び数字をそれぞれ上下二段に表わしてなるものであるこ
- 本件商標3は、右(一)の(イ)、(ロ)と同一であるほか、更に、 (二) 本件商標はは、石(一)の(1)、(ロ)と同一とのではが、また、(ハ)、右(ロ)の下方に若干の間隔を設けて二条の黒色の太い横線を引き、これに挟まれた部分を橙色としたうえ、この部分に左から右へ「投竿9020-36サーフスポーツ 360」の文字及び数字を横書きにし、更にその下方に、小さく 「全長3.60m/自重720g/先径3.5mm/元径28.0mm」、「継数3本/仕舞寸法126cm/錘負荷約30号」の各文字及び数字をそれぞれ上下二 「継数
- 段に表わしてなるものであること、 (四) 原告は、昭和四五年四月より、本件商標1ないし3の各構成 (イ)。及び (ロ) 並びに(ハ) のうち「サーフパワー」、「いそかぜ」、「サーフスポーツ」 及びその他の文字とその配列が同一で数字のみが異なる構成からなる標章を使用し

た釣竿を製造し、これを日本各地で販売していること、これらの標章を使用したものを含む投竿の販売数量は、昭和四五年度において二二万九、〇〇〇本、昭和四六年度において二四万八、〇〇〇本であつて、いずれも国内第二位の地位を占めていること、右標章は昭和四七年四月頃には、原告の商品であることを示すものとして、日本国内において取引者及び需要者に広く認識されるに至つたこと、原告は、本件商標1、同2を使用した釣竿を昭和四八年二月一日から、そして本件商標3を使用した釣竿を昭和四九年二月一日から各製造販売していること。

以上の事実が認められ、右認定に反する証拠はない。 2 以上の認定事実によれば、黒色の太い枠からなる正方形の輪郭、その内部の地色を下方部分において白色、その他の部分において橙色とし、内部中央に、帽子をかぶり両手で投釣り用釣竿を持ち、両足をやや開いた人物を黒色で大きく影絵風悪部である点及び「DAIWA」の文字の点(以上の点が本件商標1ないし3の要部であることは、後に説示するとおりである。)において同一であり、かつ、その他の部分においてもほぼ同一である標章が、既に、昭和四七年四月当時、日本国内において周知となっていたのであるから、このことと本件商標1ないし3を昭和四た釣竿を販売した期間を併せ考えれば、本件商標1ないし3を昭和四大会には原告の商品であることを示すものとして、日本国内において、取引者の書に広く認識されていたことが認められ、右認定を覆すに足る証拠はない。被告標章1ないし3の使用態様及び構成

1 被告がその製造販売にかかる商品名「振出しパワー」、「いそ」、「アタツク」なる釣竿にそれぞれ被告標章 1 ないし3 を使用したことがあることは当事者間に争いがない。

ところで、被告は、本訴提起時以降、被告標章1ないし3を使用していないし、将来も使用する予定はない旨主張するけれども、仮に現在被告標章1ないし3を使用していないとしても、被告は右のとおりかつてこれを使用したものであり、そして、被告標章1ないし3の使用行為は不正競争防止法第一条第一項第一号に該当しないとしてこれを争つていることが本件口頭弁論の全趣旨により明らかである以上、被告はその製造販売にかかる釣竿に被告標章1ないし3を使用するおそれがあるものといわざるをえない。

(二) 被告標章2を表示するものであることについて当事者間に争いがない別紙第二目録2の記載によれば、被告標章2は、右(一)の(イ)、(口)と同一であるほか、更に(ハ)、右(口)の下方に、若干の間隙を設けて二条の黒色の太い横線を引き、これに挟まれた部分に「いそ330」と横書きし、更にその下方の空白部分を二本の細い横線で三等分し、その上段に、小さく「全長3.3m/継数3本」、「仕舞寸法116cm/錘負荷約15号」と上下二段に横書きし、中段に「¥」と記し、下段に「ダイワ釣具〔有〕」と横書きしてなるものであることが認められる。

(三) 被告標章3を表示するものであることについて当事者間に争いがない別紙第二目録3の記載によれば、被告標章3は、右(一)の(イ)、(口)と同一であるほか、更に(ハ)、右(口)の下方に、若干の間隙を設けて二条の黒色の太い横線を引き、これに挟まれた部分に「アタツク 330」と横書きし、更にその下方の空白部分を二本の細い横線で三等分し、その上段に、小さく「全長3.3m/継数3本」、「仕舞寸法118cm/錘負荷約25号」と上下二段に横書きし、中段

に「¥」と記し、下段に「ダイワ釣具〔有〕」と横書きしてなるものであることが認められる。

三 本件商標1ないし3と被告標章1ないし3の類似性

本件商標1ないし3の要部は、商標の構成の態様、すなわち図形と多数の文字の結合からなつていること、図形と文字の配置及びその大小、色彩の有無等に鑑みれば、黒色の太い枠からなる正方形の輪郭、その内部の地色を下方部分において橙色とし、内部中央に、帽子をかぶり両手で投釣「DA Eを持ち、両足をやや開いた人物を黒色で大きく影絵風に描いている点及び「DA I WA」の文字の点にあるものと解するのが相当であるところ、被告標章1ないし3の要部であるところの、黒色の太い枠からなる正方形の輪郭及びその内部の図柄において同一であり、かつ、正方形の輪郭内部の地色においてもほぼ同一であること、また本件商標1ないし3の「DAIWA」と被告標章1ないし3の「ダイワ」とは称呼において同一であることに照らせば、被告標章1ないし3は、それぞれ全体として、本件商標1ないし3と類似するものというべきである。

四 商品の混同及び営業上の利益を害されるおそれ

1 被告標章1ないし3が、前記のとおりそれぞれ本件商標1ないし3に類似すること及び本件口頭弁論の全趣旨によれば、被告がその製造販売にかかる釣竿に被告標章1ないし3を使用する行為は、被告の商品である釣竿と原告のそれとの混同を生ぜしめるものと認められ、右認定に反する証拠はない。

2 前記1認定のように、被告の前記行為により被告の商品と原告のそれとが混同されることがあることに照らせば、他に特段の事情の認められない本件にあつては、原告の営業上の利益が害されるものといわなければならない。

五 結び

以上のとおりであるから、不正競争防止法第一条第一項第一号に基づき、被告に対し、その製造販売にかかる釣竿についての被告標章 1 ないし3 の使用の差止めを求める原告の請求は、理由がある。

第三 不正競争防止法第一条ノニに基づく請求について

ー 不正競争行為と損害賠償義務

被告がその製造販売にかかる釣竿に被告標章1ないし3を使用して被告の商品である釣竿と原告のそれとの混同を生ぜしめる行為をしたこと、すなわち不正競争防止法第一条第一項第一号に該当する行為をしたこと及び被告の右行為により原告が営業上の利益を害されたことは、前記第二で判断したところがら明らかである。

しかして、特段の事情の認められない本件では、被告は少なくとも過失によつて 原告の商品である釣竿と混同を生ぜしめる行為をして原告の営業上の利益を害した ものと解されるから、被告は原告に対してその被つた損害を賠償すべき義務がある といわなければならない。

二 損害

そこで、原告の損害額について検討するに、不正競争防止法第一条第一項第一号に該当する行為によつて受けた損害の額を算定するについては、商標法第三八条第一項の規定を類推し、不正競争行為をした者がその行為によつて得た利益の額をもつて、不正競争行為によつて利益を害された者の損害の額と推定することができるものと解するのが相当である。これを本件につきみるに、被告が被告標章1ないし3を使用した別表「品名」欄記載の釣竿を販売して昭和五〇年一月一一日から六月三〇日までの間に挙げた利益の額は、当事者間に争いがない同表「利益額」欄記載の各利益額を合計した金九六万九、七四四円であるから、これをもつて原告の被った損害の額と推定すべく、この推定を覆すに足る主張、立証はない。

以上のとおりであるから、不正競争防止法第一条ノニに基づき、被告に対し、損害金九六万九、七四四円及びこれに対する訴状送達の日の翌日であること記録上明らかな昭和五〇年九月三日から支払ずみまで民事法定利率年五分の割合による遅延損害金の支払を求める原告の請求は、理由がある。 第四 結論

よつで、原告の請求はすべて理由があるからこれを認容することとし、金員の支払を命じる部分以外の仮執行の宣言の申立については、相当でないから却下することとし、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法第八九条、金員の支払を命じる部分の仮執行の宣言につき同法第一九六条の各規定をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

第一目録 <12165-002> 第二目録 <12165-003> 別表 <12165-004>